

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境や経営課題の変化に柔軟に対応することで、「利益ある成長」を実現し、継続的な企業価値の向上を目指しております。また、リスク管理の強化と、透明性の確保が極めて重要であると認識しており、コンプライアンスの徹底を図るとともに自浄能力の強化に努めております。具体的なガバナンス体制といたしましては、当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役会、監査等委員会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行っております。内部監査部門としては監査部を設置し、当社及びグループ関連会社の業務監査及びJ-SOX監査を実施しております。加えて、投資家へのIR活動を活発に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社及びグループ会社において経営管理組織の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも順守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	13,740,000	43.48
株式会社ハローコミュニケーションズ	3,870,000	12.24
畔柳誠	3,753,000	11.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,053,500	3.33
村田機械株式会社	496,200	1.57
エフティグループ従業員持株会	470,500	1.48
根岸欣司	407,700	1.29
平崎敏之	388,200	1.22
清水直也	348,200	1.10
石田誠	324,300	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社光通信 (上場:東京) (コード) 9435

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
半田 茂	税理士											
隈部 泰正	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
半田 茂	○	○	独立役員	半田茂氏は、税理士として培われた専門的な知識と見識を有しており、当社の監査体制強化に向け、社外取締役としてご尽力いただくことを目的に招聘いたしました。 なお、半田茂氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

隈部 泰正	○	○	独立役員	隈部泰正氏は、弁護士として培われた専門的な知識と見識を有しており、当社の監査体制強化に向け、社外取締役としてご尽力いただくことを目的に招聘いたしました。 なお、隈部泰正氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	---	------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき従業員等(以下「監査等補助人」といいます。)の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。 監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、監査等委員会にて決定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会のほか、経営戦略会議等の重要な会議に出席し、経営及び業務全般の状況を把握するとともに、各種重要書類の閲覧・調査を行うなど、取締役の職務執行を常時監視できる体制をとっております。 また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した事業展開を図ることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人ならびに当社取引先および当社取引先の役職員のうち、当社の取締役会が認めた者。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第35期の取締役の年間報酬総額は256百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員(取締役)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針といたしましては、下記のとおりとなります。

(役員報酬の基本方針)

当社の役員報酬は、優秀な人材の登用・確保及び業績向上へのインセンティブの付与という観点を考慮のうえ、それぞれの職責に応じた報酬体系及び報酬額としております。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))報酬の方針)

取締役(監査等委員である取締役を除く。))の報酬は、職責に応じた定額報酬(月額固定)及び賞与で構成されております。また、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために「ストックオプション制度」を導入しております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額600百万円の枠内で支給するものとしております。また、各取締役(監査等委員である取締役を除く。))の支給額については、取締役会の授権を受けた代表取締役が各人の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定し、取締役会へ報告しております。

(監査等委員である取締役報酬の方針)

監査等委員である取締役の報酬は、当社グループ全体の監査の職責を負うことから、役位に応じて予め定められた定額報酬(月額固定)及び賞与で構成されております。また、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために「ストックオプション制度」を導入しております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額60百万円の枠内で支給するものとしております。また、各監査等委員である取締役の支給額については、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しての事前資料配布や説明など社外取締役に対する情報伝達については、コーポレート統括本部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は2018年6月21日より監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行っております。内部監査部門としては監査部を設置し、当社ならびにグループ関連会社の業務監査及び「SOX」監査を実施しております。

加えて、投資家へのIR活動を活発に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社ならびにグループ会社において経営管理組織の充実を図ってまいります。

具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

(取締役会)

取締役会は、議長であります代表取締役社長1名、代表取締役会長1名、取締役(監査等委員である取締役を除く。))8名及び監査等委員である取締役3名の計13名で構成されております。毎月1回定時取締役会の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。取締役会においては、十分な議論を尽くし、迅速な経営判断と客観性の高い経営監督機能の発揮に努めております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役1名と社外取締役2名の計3名で構成されております。定期的に監査等委員会を開催し、経営に対する監査機能を担っております。

(経営戦略会議・グループ経営会議)

経営戦略会議は、常勤役員で構成されており、原則として月2回開催しております。取締役会へ付議する事項を含む経営上の重要事項について、その内容や目的・効果など多角的な視点から審議し、代表取締役に対して諮問を行うことにより、経営意思決定の効率化・迅速化を図っております。

グループ経営会議は、当社代表取締役、当社管理部門長、当社グループ関連会社の代表取締役及び事業部長で構成されており、原則として月1回開催しております。各グループ会社からの業務執行状況の報告等を通じて、各グループ会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成する場としても機能しております。

また、監査等委員会事務局は、経営戦略会議及びグループ経営会議にオブザーバーとして出席し、適宜質問等を行うとともに、その会議での議論の内容等を監査等委員会にて報告し、監査の実効性を高めております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項についての報告、協議する常設委員会であります。2010年1月に当社グループが制定した「経営理念」及び「行動指針」、ならびに2012年10月に制定した「エフティグループ役職員行動規範」を具現化し、企業風土として法令遵守及び企業倫理の定着を図っていくことを目的としております。

(特別コンプライアンス委員会)

特別コンプライアンス委員会は、業務執行部門から提出された資料の査閲や取引先調査に関する資料のサンプリング調査等を通じて、取締役会ならびに代表取締役及び業務執行取締役等業務執行部門に対する外部からの監視及びコンプライアンス上の問題点を指導する機関であります。当委員会は、社外委員である弁護士2名で構成されております。

また、当社グループにおいてコンプライアンス上の問題が発生した場合には、事務局が特別コンプライアンス委員会に報告し、同委員会の勧告等を通じて是正措置を講じていくことにより、コンプライアンスリスク顕在化の未然防止を図っております。

(弁護士等外部の専門家)

当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法的判断やコンプライアンス上の問題点について適宜助言を受けられる体制を構築しております。

税務関連業務に関しましても外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

(監査等委員会)

上述のとおり、監査等委員会は監査等委員である取締役1名と社外取締役2名の計3名で構成されております。なお、監査等委員である半田茂氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・半田茂氏は、税理士の資格を有しております。

(内部監査部門)

代表取締役社長直属の内部監査部門(監査専任者4名)を設置し、従業員の職務執行につき業務監査及び内部統制監査を定款的に実施し、内部統制機能の向上を図っております。

社外取締役との関係

当社の社外取締役は2名であります。社外取締役2名と当社との間には人的関係、資本的关系及び取引関係その他特別な利害関係はありません。

社外取締役は、高い独立性と専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社グループのガバナンスの有効性を高める機能及び役割を担っております。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する判断基準または方針は特に定めてはおりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役は、監査等委員会事務局より適宜報告を受けるとともに、取締役会に出席し、取締役に対して適宜質問を行うことにより独立した立場から取締役の業務執行の監督を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人からは随時監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、公認会計士監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は、岩田亘人及び川村啓文であり、監査業務に係わる補助者は、公認会計士5名及びその他6名であります。その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材の登用・確保及び業績向上へのインセンティブの付与という観点を考慮のうえ、それぞれの職責に応じた報酬体系及び報酬額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各会社機関相互の抑制と均衡を図りつつコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を制度として設計した結果、現行のコーポレート・ガバナンス体制を採用することが合理的かつ経済的であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	法定書類の準備スケジュール等に基づき株主総会の開催日を設定しており、特に集中日については意識しておりません。
その他	招集通知及び決議通知については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針 当社は投資家・株主の皆様をはじめ多くのステークホルダー（利害関係者）へ迅速に充実した情報を的確にお知らせすることにより、当社に対する理解を深めていただき、当社の企業価値を適正に評価していただくことを目的としてIR活動を行っております。当社の経営方針、事業戦略や決算に関する情報をわかりやすく、公平かつ正確に提供することを基本方針としております。 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報の開示は、適時開示情報伝達システム（TDnet）において公開し、メディアへの資料配布（プレスリリース）を行います。それに加え、情報開示の「適時性」「公平性」の観点から、TDnetおよびプレスリリースにより公開した情報につきましては当社ウェブサイトでも速やかに公開すると共に、メールアドレスを事前登録いただいた会員様向けにIRに関する新着情報をメール配信で行います。適時開示規則に該当しない情報を開示するにあっても、適時開示規則の趣旨を踏まえて適切な方法による開示を行います。 業績予想および将来の予測 当社が開示した情報の中に、業績予想など将来の見通しについての記述が含まれている場合があります。これは、その時点で入手可能な情報をもとに当社が計画・予測したものであり、実際の業績などは、様々な経営環境の変動によって、計画と異なる場合があります。そのため、将来の見通しの記述に対し、当社はその実現を確約ならびに保証するものではありません。 IR自粛期間 当社は、決算発表準備期間中に株価に影響を与える情報の漏洩防止を目的として、決算期日（四半期を含む）から決算発表日までを「IR自粛期間」としております。この期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを控えさせていただきます。ただし、当該期間中に将来の見通しが大きく乖離する可能性があると判断した場合においては、適時開示規則に従い、情報開示することいたします。 投資判断について 当社ウェブサイト（http://www.ftgroup.co.jp/）に掲載しております事項は、当社をより理解していただくためのものであり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。従いまして、投資に関する決定は、投資家の皆様ご自身の判断で行っていただきますようお願いいたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期の決算短信発表後速やかに実施しております。説明は、代表取締役が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、適時開示事項以外の任意開示資料、決算説明会資料、事業報告書などを掲載しております。 当社ホームページ（http://www.ftgroup.co.jp/）	

IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート統括本部がIR担当部署となっており、企業内容の適時適切な情報開示に取り組んでおります。
その他	事前登録いただいた会員様を対象とし、プレスリリースや決算情報など、IRに関する新着情報をメール配信しております。

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エフティグループ経営理念(http://www.ftgroup.co.jp/ftgroup/vision.html) CommunicationS3「コミュニケーションエス3乗」 CS : Customer Satisfaction お客様満足の向上 ES : Employee Satisfaction 社員満足の向上 SS : Stockholder Satisfaction 株主様満足の向上
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示を行った情報は、適時適切に当社ホームページにおいて情報を掲載すると同時にIRメール配信サービスの登録会員へ当該情報を発信しております。 このように株主、投資家ならびに消費者、従業員等へ公平且つ迅速に適切な情報公開ができる環境整備に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。「取締役会規則」においては、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席並びに経営戦略会議への出席、業務執行状況の調査を通じ、業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、経営戦略会議の議事録を法令及び社内規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を中心とした子会社を含めた全社的な当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、取締役会、経営戦略会議及びその他の重要な会議においても、業務執行取締役、執行役員及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされております。加えて、内部監査及び「企業倫理ヘルプライン」を利用したリスクの早期発見などの手法を通じて損失の危機の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「職務権限規程」に定められた決定事項の決定を行っております。取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。業績管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に取締役に提供しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業倫理憲章」及び「エフティグループ役職員行動規範」を定め、当社グループ全役職員に周知するとともに、法令及び社会規範並びに社内規程遵守についての教育・啓蒙活動を実施しております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心としたコンプライアンス体制の充実を図っております。加えて、内部監査部門である「監査部」が、各事業所における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

また、各子会社の取締役は、「グループ経営会議」を通じて当社取締役に定期的に報告する体制を整えるとともに、子会社の取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各子会社取締役に提供されております。業務管理に資する財務データについても、迅速かつ的確に各子会社取締役に提供しております。

加えて、「企業倫理ヘルプライン」については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、子会社も含めた当社グループ全体におけるコンプライアンスの実効性を確保することとしています。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結決算対象子会社に対し、取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保しております。当社の関係会社の管理部署は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行います。また、内部監査部門である「監査部」が、各子会社における業務執行が法令・定款及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施しております。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があった場合には、監査等委員会の職務を補助する従業員(以下、「監査等補助人」という。)を配置します。

(8) 前号の監査等補助人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等補助人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役からは、指揮命令を受けません。当社は、監査等補助人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社は、取締役、従業員及び子会社の役職員が監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定めております。監査等委員会は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めています。監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができます。

また、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについて審議する「コンプライアンス委員会」には、監査等委員会事務局が出席することとし、子会社を含めた当社グループ全体におけるリスクについては、速やかに監査等委員会に報告する体制をとっています。

当社グループは、「企業倫理ヘルプライン」に通報した当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を「企業倫理憲章」及び「エフティグループ役職員行動規範」に明記し、当社グループ全役職員に対し周知徹底します。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査部及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。

監査等委員会は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとします。また、会社法に基づく前払い等の請求がある場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、当社は支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

